

## 富谷市公式キャラクター「ブルベリッ娘とブルピヨ」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市公式キャラクター「ブルベリッ娘とブルピヨ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象とする行事は、次に掲げるものとする。

(1) 市内に拠点を置く団体のうち、自治会等、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他公共的法人(法人格がないものを含む。)が開催する行事で、収益を上げることが主たる目的としないもの。

(2) 市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する企業等が開催する行事で、当該使用が市又は市製品のPRに寄与すると認めるもの。

(3) 本市への更なる集客を図ることに有効であり、かつ、本市のイメージの向上に寄与すると市長が認める行事であって、次に掲げるもの

ア 本市の観光情報を多くの人に知らせることができる行事

イ 本市の認知度の向上に寄与する行事

ウ ブルベリッ娘とブルピヨの認知度の向上に寄与する行事

(4) 市民のコミュニティ形成を推進することを目的に開催される行事であって、次に掲げるもの

ア 市内地域のコミュニティ行事

イ 市民向けの啓発、周知等の行事

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が公益性があると認める行事

(5) 前各号に掲げるものの他、市長が公益性があると認める行事又は地方公共団体との連携協力の下に開催する行事その他市長が適当であると認めるもの

(借用の申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「希望者」という。)は、あらかじめ借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 希望者が、当該行事の告知に「ブルベリッ娘とブルピヨ」のデザインを使用しようとする場合には、別途「富谷市マスコットキャラクター等の使用に関する要綱」に基づく使用承認申込書を提出しなければならない。

3 市長は、着ぐるみの貸出しを希望する日(以下「希望日」という。)の1月前(前条第1号及び第2号に規定する団体、企業等が前条の規定による申請をする場合にあつては、3月前)から希望日の7日前まで、第1項の規定による申請を受け付けるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、希望日が同一である第1項の規定による申請が2以上あった場合は、同項の規定による申請の先着順により同項の規定による承認の可否を決定するものとする。ただ

し、市長が当該申請に係る行事等の集客率、公益性等を総合的に考慮し、必要があると認める場合は、この限りでない。

5 次の各号のいずれかに該当する行事に係る希望者は、第1項の規定による申請を省略することができる。

(1) 本市が主体となって実施する行事

(2) 国又は地方公共団体が広報を目的として実施する行事

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市内のものに限る。)が教育を目的として実施する行事

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める行事

(貸出の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市又は市製品のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、貸出し承認を行ったときは貸出承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出承認の制限)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合には借用不承認とし、貸出不承認通知書(様式第3号)より通知するものとする。

(1) 市及び公式キャラクターの品位を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 営利目的のみの活動に使用するとき。

(5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(6) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。

(7) 第8条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを使用しないとき。

(8) その他市長が不適切であると認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。ただし、着ぐるみの借受け及び返却は本市の指定する場所において行うものとし、運搬等に係る経費は、第4条の規定による貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

2 前項ただし書の規定により使用者が前項の作業を第三者に依頼する場合、その費用は、使用者の負担とする。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみの貸出承認の期間は、貸出し日から返却日を含めて原則として7日以内とし、使用者は、着ぐるみの貸出期間が満了する日までに返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出承認を受けた使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 貸出承認を受けた用途のみに着ぐるみを使用すること。
- (4) 着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとともに、着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (6) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみの操作者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみの装着中には、必ず1名以上の補助者をつけること。
- (9) 全各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の当該使用者に対する着ぐるみの貸出は行わないものとする。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸出承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消したときは、貸出承認取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により、貸出承認の取消しを受けた者は、着ぐるみを直ちに返却しなければならない。

4 市長は、貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 返却の際は、返却届兼借用報告書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復)

第11条 使用者は、着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

2 使用者は前項の規定により、賠償、補修又はクリーニング等を行う場合は、事前に市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害等の責任)

第12条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、市はその責任を一切負わないものとする。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、富谷市経済産業部産業観光課が行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみを貸し出す場合の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。